

令和 2 年度第 4 回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和 2 年 7 月 8 日 (水)					
招 集 場 所	南部町役場天萬庁舎 3 階 富有まんてんホール					
開 会 時 間	1 3 時 3 0 分					
閉 会 時 間	1 4 時 2 0 分					
農 業 委 員 出 欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	1 番	市 川 春 樹	出席	5 番	野 口 孝 志	出席
	2 番	糸 田 雅 樹	出席	6 番	竹 内 友 夏	出席
	3 番	井 上 雅 夫	出席	7 番	恩 田 一 秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出 欠	4 番	庄 倉 三 保 子	出席			
	8 番	野 口 龍 馬	出席	14 番	頼 田 洋 子	出席
	9 番	遠 藤 宏 明	出席	15 番	井 上 武	出席
	10 番	恩 田 真 季	出席	16 番	田 邊 元 史	出席
	11 番	林 原 敏 夫	出席	17 番	作 野 英 明	出席
	12 番	池 田 和 雄	出席	18 番	遠 藤 健 一	出席
議事録署名委員	9 番	遠 藤 宏 明		10 番	恩 田 真 季	
	出席 吏 員	事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和				
傍 聴 人						

付 議 案 件

議案番号	提出議案の題目
第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について
第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
第 4 号	農用地利用集積計画案の決定について
第 5 号	農用地利用配分計画の意見照会について
第 6 号	B 判定農地における特別委員会の判定結果について (資料別添)
報告事項	(1) 農業委員会委員の決定について (2) 農地利用最適化推進委員の選定について (3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
その他	令和 2 年度第 5 回南部町農業委員会総会日程 令和 2 年度第 6 回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	岡田局長	ただいまより、令和 2 年度第 4 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は欠席者はおられません。農業委員会等に関する法第 27 条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条により本会は成立していることを

		<p>事で地下浸透しながら前面の町道にある側溝に流れ、それから下の法面にございます水路に流れていくという恰好になっております。もちろん水利の承諾書もございます。図面の左側の方に黄色い線があります。ここにU字溝を入れて、それから図面の下側の青い所にブロックを積んで、用排水路がありますけれども、そこを伝って流れていくということです。雨水は赤線で示していますように、町道の雨水管が通っております。そこに流し込むということでございます。総合的に判断しまして特に問題はないということで、転用は妥当かなと判断しております。</p> <p>それから次が ですけども、場所は を の方に入った所でございます。申請地は 12 ページを見ていただければ分かりますが、現地調査資料 12 ページに位置図があると思います。もう既に農機具倉庫兼車庫は建っております。これも随分以前から建っていたと判断しますけれども、特にこれに関しては、いわゆる事前着工の様な形になっておりますので顛末書や、水利、その他の承諾書もあるということで、許可は妥当と判断しました。</p> <p>それから ですけども、 の所、 を少し上がった部分の右側ということで、場所は 15 ページを見ていただければ位置図で分かると思います。これも既に 17 ページのように建物が建っております。建物の後ろ側には さんの畑だと思われそうですが、柿の木が植わっていて、きれいに畑になっております。現在この中の物は使用されていないようです。これも随分以前に建ったということで、今現在所有者は不在地主になっております。本宅は道路を挟んだ所でございます。 とが本宅ということでした。総合的に農地から外した時点では、将来的には売却すると言う事です。この度の顛末書それから承諾書とございます。これも妥当かな、と判断いたしました。以上でございます。</p>
	議長	議案第 2 号について質疑を受けます。
	田邊委員	番号 2 番について質問します。 さんの件ですが、先ほど市川委員から顛末書が出ているということで、地目が田のままで建てられたという状況でございます。したがって、顛末書がどういう内容かご説明をお願いします。読み上げてもらえないでしょうか。
	議長	提案者、顛末書を読み上げてください。
	局長補佐	【顛末書読み上げ】
	田邊委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、『議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	『議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。
	岡田局長	議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 内容については局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	【 議案第 3 号朗読及び説明 (議案書 5～6 頁)】 番号 1

	<p>土地の表示： 登記：畑 現況：畑 237 m² 譲渡人： 譲受人： 契約種別：売買 用途：雑種地 駐車場</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地（他の農地区分に該当なし）に該当します。転用計画は駐車場で、事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>売買価格は10aあたり 円でございます。これを237 m²で直しますと 円と聞いています。</p> <p>番号2</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：畑 85 m² 登記：田 現況：畑 993 m²</p> <p>貸人： 借人： 契約種別：賃貸借 用途：宅地 店舗敷地拡張</p> <p>この申請地は半径500m以内に の公共・公益施設があり、かつ隣接の町道には上下水道管が2種類埋設されています。したがって、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は店舗敷地拡張です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>賃借料です。10aあたり月 円。地積で直しますと合計で月 円と聞いています。こちらは定期借地権といたしまして、土地の上に建物が建つための設定でございますので、このような金額になっております。</p> <p>番号3</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：原野 44 m²</p> <p>貸人： 借人： 契約種別：賃貸借 用途：宅地 店舗敷地拡張</p> <p>この申請地は半径500m以内に の公共・公益施設があり、かつ隣接の町道には上下水道管が2種類埋設されています。したがって、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は店舗敷地拡張です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。賃借料につきましては、10aあたり月 円でございます。全体で月 円と聞いております。こちらは先ほどの賃借料と違いますが、こちらはすでに が借りている道路側にある土地の残地ということで、非常に狭い細長い土地ということでこの価格になっております。以上です。</p>
議長	ただ今事務局より説明がありました。この件について本日現地調査を行っておりますので、市川職務代理より説明をお願いします。
市川委員	本日9時より、先ほどのメンバーで現地調査を行いました。

	<p>1 番より説明します。位置図は 19 ページです。それから、23 ページ航空写真を見ていただければ分かりますように、 から に向かうの中にございます。23 ページを見ていただくと分かりますが、家と家の間の土地ということです。21 ページが土地利用計画図でございます。駐車場にしたいということです。譲受人の さんの家は 21 ページの地図を見ていただきますと下側の隣接している所です。ご自宅の横ということです。図面を見ていただければ分かると思います。小さい集落で道路も細く、21 ページの土地利用計画に水路とございます横の町道は、やっと軽トラが通れるような道です。今現在、車を 4 台所有しておられますけれども、駐車場が無いということで をしている状況です。少し家の前に空き地がありますので、そこの方をお願いして停めているので新たに駐車場を探していたら、この土地があったということございます。現在この土地は保全管理ということです。以前は畑だったということで、梅の木、柿の木等が植わってしまして、確かに畑だったという様になっております。家族も増え、また先ほども言いましたように道が狭いということで、車を停める所が必要な状況です。広い土地ですけれども、町道が狭く切り返しもできないので、水路に銅板を立ててやるということです。現場を見ますと転用は妥当かなという判断をしました。</p> <p>次にですが、 の が店舗拡張ということでの申請でございます。現在ある建物の後ろ側に店舗を移し、前の駐車場を広くするという事で、26 ページに土地利用計画図がございます。黄色が です。グリーンの点線で囲われているものが現在の建物でございます。その上に赤い線で記してあるのが現行の土地ということございます。そこから上がこの度の申請地ということございます。この新しく建てる申請地は田になっておりまして、去年秋までは田植えをされていたそうです。確かに稲を耕作していた形跡がございます。それから、土地の上側の所ですが、点線があるこちらは でございます。この間に畑がございます。柿それから夏野菜が植わっています。そこの手前側の田が今回の転用でございます。左側の 1 番下の 239-3 は水田でございまして、植わっております。これの水路の関係は、矢印がございます様に後ろ側をずっと U 字溝を作って水路が流れるということになっております。真ん中に店舗建物がありますが、それから直行して真っ直ぐにあるもの、これが下水管です。それから雨水ですが、駐車場が広がりますが、県道の側溝に全て今までどおり流すということです。水利の関係、それから店舗ですので深夜に車が入り出すということで、騒音防止等の配慮を周囲にするということで了解を得た承諾書がございます。総合的に判断いたしまして、やむを得ないかなと判断をした次第でございます。以上です。</p>
議長	ただ今現地調査報告がありました議案第 3 号につきまして、質疑を受けたいと思います。
田邊委員	番号 2 番ですが、 の経営者の方が、本社が建物を建てて、そこを借り受けて営業されるということでしょうか。今経営しておられる方は今の建物をやっておられるわけで、その方がされるのでしょうか。
局長補佐	経営者が から借りてされていくと聞いております。
市川委員	現在の方がされるという事ですね。
局長補佐	そうです。
議長	ご異議ございませんか。

		(質問・意見無し)	
	議長	無いようですので、『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。	
議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	『議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。	
	岡田局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。内容について局長補佐より説明いたします。	
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書7～13頁)】</p> <p>整理番号 115番～116番 設定を受ける者： 2名 設定をする者 ： 2名 設定をする土地： 20筆 計 19,123㎡</p> <p>農地中間管理権を取得する場合 整理番号 373番～374番 設定を受ける者： 1名 設定をする者 ： 2名 設定をする土地： 3筆 計 5,833㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。</p>	
	議長	ただ今説明がありました議案第4号につきまして、質疑を受けたいと思います。	
	議長	私から一点、10ページの水稲が8月1日からになっています。許認可を受けてからの対応です。ブロッコリーについては通年でやっておりますので問題ないですが、水稲はどういう理由だったか説明してください。	
	局長補佐	こちらは、以前は長男さんの さんが設定を受けていたのですが、急遽 さんが家を出られた為、次男さんに経営移譲のやり直しされるということで聞いております。今までは3人で営農されておりましたけれども、長男さんが抜けられて2人でされるということです。	
	議長	そういった事情で8月1日となっている訳ですね。分かりました。他に、ご異議ございませんか。	
			(質問・意見無し)
		議長	無いようですので、『議案第4号農用地利用集積計画案の決定について』議決承認されました。
		(休憩 14:10～14:20)	
		(本田産業課課長補佐入室)	
議案第5号 農用地利用配分計画の意見	議長	再開します。 議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。提案者より説明を求めます。	

照会について	本田 課長補佐	農用地利用配分計画（案）の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 14～15 頁）】。
	議長	ただ今説明がありました議案第 5 号につきまして、質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	糸田委員	1 番の さんが今現状どのような農業経営をされているのか。新規就農でしょうか。
	本田 課長補佐	さんは にお住まいで、就農されてから現在 2 年間なので新規就農の取り扱いです。この度、南部町 の方で農地を貸していただける方がいらっしゃいまして、中間管理機構を通じての貸し借りということで御提案させていただいているところです。それ以前に就農時の隣、 の上の境目の所に土地を借りておられて、 の方では何筆か借りています。 に大体 1.5ha 借りておられまして、キャベツとブロッコリーの作付をされています。当然、新規就農の際には南部町の方にも御相談いただいたのですが、その時にはなかなか適切な農地が見つからず、この度改めて産業課で農地を確認したところ、 で 2 筆お借りすることができたということでございます。これから少しずつ、ブロッコリーやキャベツを作っていくということで、今回御提案させていただくということです。
	糸田委員	認定新規就農者ですか。
	本田 課長補佐	認定新規就農者の手続につきましては先ほど申しました様に、 の農地を借りているということもありまして、 で調整してどちらが申請するかという行政間のことがございますので、 と調整をしながら、時期的なこともございましたので、今進めているところでございます。一応新規就農者ということで、就労していただくような形を今計画しておりますし、次世代新規就農をしていただくときに年間 150 万の補助がございます。そちらのほうも受けていただけるような形で進めています。
	糸田委員	分かりました。
	作野委員	1 番はブロッコリー、2 番は飼料用作物ということでこの土地の条件、状態を知りたいです。
	本田 課長補佐	さんのされる農地は元々畑地でございまして、今回現地を さんに見ていただきまして、十分作れるだろうという御判断でこちらの農地を選んでいただいたと言う事でございます。それから さんにつきましては田ですので、そのままでは水はけとかの具合があるのかなというのもございます。元々この農地につきましては、しばらく耕作がされていなかった所で、水稻などの作付もなされていないと伺っております。そういった現状も確認されながら、実際ここで牧草を作っていくことは十分できるという御判断だということで今回利用されたいと伺っておりますので、多少の改良、或るいは明渠とかそういったものの対策が必要になってくるかもしれませんが、そこはまた さんが自分でやっていくと考えるおられるそうなので十分作付けしていただけるのではないかと判断しています。
	作野委員	分かりました。

遠藤宏明 委員	2番の案件ですが、さんが牧草を作られる土地は自分の集落でので、よく知っております。3年前に、さんがずっと水稲を作られていたのですが、規模を縮小されるときにやめられました。まだその時は中山間直接支払いに入っていて2年間、誰か次の方を探さないといけないということで、さんが候補に挙がっていたのですが、なかなか地権者と意見が合わず今日に至っております。昨年まで中山間直接支払いについて草刈り耕耘がきちんとされております。水はけも良くて牧草に多分向いていると思っています。
議長	さんは度々出てくる方ですが、聞きますところに綿羊を飼っていて、その綿羊に牧草を与えるということのようですが、面積的に広く牧草の作付をされているようです。どれぐらいの頭数持っておられて、どれだけの牧草がいるのか。または、牧草の転売があったりするのかなという事が分かれば教えてほしい。
本田 課長補佐	現在さんは綿羊、これは食用ということで13頭飼育されています。さん自体は今まで借りておられる農地、それから今回借りられる農地合わせまして約 ha の農地で牧草を作るという計画でございます。綿羊1頭当たりどれぐらいの面積が必要かということでお聞きしましたところ、大体1頭当たり10a必要だということで。そうしますと頭でございますので、本来ならば ha 程度あれば大体賄える数字ですが、本人の計画といたしましては、今の頭ではなく大体頭ぐらいは増やしたいと言うことを仰っておられまして、それに向けて牧草の確保をしておきたいという計画の中で、なかなか計画通りにいかず、今頭という頭数になってはいますが、将来的には頭程度飼っていきたいと、それに対する牧草を確保していきたいということから、この位の面積をやりたいという希望を持っていると、この度確認をしたところでございます。
議長	分かりました。 他にはご異議ございませんか。
作野委員	ha の飼料用作物の為に確保されているということですが、これは、本業としてやられますけど、乾燥用か青いまま、生のままなのかどういう形で使われているのでしょうか。
本田 課長補佐	いわゆる畜産等でありまして粗飼料ですとか色々な飼料作物とか与えていらっしゃるというお話は、特に牛とかは、そういうことをお聞きしています。このたびイタリアンを植えられるケースが多いということで伺っていますが、それ以外にどの様な餌を与えておられるのかというところは今回確認しておりませんので、またお聞き取りをしておきたいと思えます。
作野委員	分かりました。
野口龍馬 委員	新聞を見ていましたら、遊休農地の活用で家畜の放牧でという記事が出ていまして、さんは放牧するわけではないのでしょうか。
本田 課長補佐	放牧かどうか確認しておりませんのでそちらについても聞き取りを行いたいと思えます。家の裏で飼われているとお聞きをしたのですが、はっきりとしたことを存じておりません。申しわけございません。
議長	遠藤宏明委員、分かれば回答をお願いします。
遠藤宏明 委員	今、羊を飼っている所は集落内の緑地に、広さが分かりませんが、砂取り場で結構広い所がありまして、そこで飼っておられて、放牧ではな

		いと理解しております。
	議長	と言う事は放牧ではないと、言う事ですね。
	遠藤宏明 委員	そうです。
	野口龍馬 委員	分かりました。
	議長	他にはございませんか。ご異議ございません。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、『議案第 5 号農用地利用配分計画の意見照会について』議決承認されました。
議案第 6 号 B 判定農地における特別委員会の判定結果について	議長	議案第 6 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』を上程致します。提案者説明をお願いします。
	野口龍馬 委員	6 月 23 日 9 時より、恩田会長、市川委員、頼田委員、井上武委員、野口孝志委員、田邊委員、私と事務局で現地調査へ行きました。場所は、3 ページの地図を見ていただくと分かりますが、地図の右側中央あたり というところがありますが、これが で、北東の方には がございまして、南側の砂防ダム工事は終了しています。現状は地図の左上の方が原野になっておりまして、山一帯に迫っている感じでした。右下が山林と化してしまっている感じで、どちらも再生は困難ですし、用水も排水も整備されておらず、今後担い手も見つかる事は無いかと判断し、地目を変更はやむを得ないと判断しました。 続きまして次のページですが、中央に写っているのが になります。その北側、地形的には下側で、 よりも大分下がった位置にありますが、ここも は山林化していますし、用排水の便も悪いですし、担い手もない状況だと思えます。この地図の 、 には太陽光発電が設置されています。ここも先ほども言ったように用排水の便が悪く担い手確保は難しく感じ、地目変更が良いのではないかと判断します。
	議長	野口龍馬委員さんから現地調査について説明がありました。議案第 6 号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので議案第 6 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』原案通り議決承認されました。
5. 報告 (1) 農業委員会委員の決定について	議長	報告 (1)『農地利用最適化推進委員の公募結果について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	岡田局長	農業委員会の委員の決定につきましては、平成 2 年 6 月 12 日に開設、開会されました、第 6 回南部町議会定例会におきまして、南部町農業委員会委員の任命についてという議案が上程されました。採決の結果、原案どおり、議会の同意を得ましたので一覧表のとおり決定されましたので報告させていただきます。
	議長	これについて何が質問等あればお願いします。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですのでこのような形で決定がなされたということですので皆さん方に報告したいと思えます。
(2) 農地利用最適化推進委	議長	報告 (2)『農地利用最適化推進委員候補者の選定について』を上程いたします。市川委員より説明をお願いします。

員候補者の選定について	市川委員	6月の総会の後に最適化推進委員の決定ということで、12名の中から11名を選定したということでございます。11名が決定したということで、選定委員の方から恩田会長宛に決定した内容を報告したものでございます。
	議長	只今説明があった件について質疑を受けます。何かございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので報告(2)『農地利用最適化推進委員候補者の選定について』を終わります。このような格好で、最適化推進委員が決定されたということで、よろしく申し上げます。
(3)農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告(2)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読(議案書18頁)】 議案書10ページの利用権設定で説明をさせていただいた方です。さんが家を出られたため合意解約をされて、新しく次男さんに利用権を設定されるということです。
	議長	只今説明があった件について質疑を受けます。何かございませんか。
	庄倉委員	さんと次男さんのご年齢を教えてください。
	局長補佐	長男さんが 歳、次男さんが 歳で、1歳違いです。
	庄倉委員	同じ地番なので、同居しておられたと言うことでしょうか。
	局長補佐	そうです。
	庄倉委員	今までは3人で経営をしておられたと言う事ですか。
	局長補佐	はい。お父様も併せて3人でやっておられましたが、今回長男さんが家を出られると言う事でございます。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にはございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので報告(2)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を終わります。
	7.令和2年度第1回農業委員会総会の日程について	議長
事務連絡	局長補佐	事務連絡をさせていただきます。遊休農地パトロールの身分証明書、帽子、腕章については返却をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
退任挨拶	岡田局長	皆さんお疲れさまです。今回退任される皆さんから一言ずつ御挨拶をいただきたいと思ひます。まず初めに会長、それから職務代理も、任が解けるということになりますので、代表して会長申し上げます。
	議長	一省略一
	岡田局長	ありがとうございました。それでは退任される方からご挨拶を頂戴したいと思います。井上雅夫委員申し上げます。
	井上雅夫委員	一省略一
	岡田局長	ありがとうございました。続きまして、野口孝志委員申し上げます。
	野口孝志	一省略一

	委員	
	岡田局長	ありがとうございました。続きまして、竹内友夏委員お願いします。
	竹内委員	－省略－
	岡田局長	ありがとうございました。続きまして、野口龍馬委員お願いします。
	野口龍馬委員	－省略－
	岡田局長	ありがとうございました。続きまして、恩田真季委員お願いします。
	恩田真季委員	－省略－
	岡田局長	ありがとうございました。続きまして、林原敏夫委員お願いします。
	林原委員	－省略－
	岡田局長	ありがとうございました。続きまして、池田和雄委員お願いします。
	池田委員	－省略－
	岡田局長	ありがとうございました。続きまして、遠藤健一委員お願いします。
	遠藤健一委員	－省略－
	岡田局長	遠藤健一委員ありがとうございました。退任される皆さん、本当にありがとうございました。
8. 閉 会	議長	これにて令和2年度第4回南部町農業委員会総会を閉会します。